

(別紙)

高尾義則会長、日野岳充専務理事ほか計4名の連名による、「社員提案に対する反対意見について」と題する文書（以下「本文書」といいます。）が全社員に送付されました。

1. 本文書が全社員に送付されることを、事前に承知していらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

2. 本文書の内容を、事前にお読みになっていらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

3. 2019年5月24日に開催された第44回理事会報告によれば、同理事会では、「理事会として反対の意思表示をしては等の意見があった」とのことですが、この意見に対し、どのような意見がかわされたのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

ある理事から「連盟として恥ずかしい。理事会として反対意見を議案に付すべき」との意見に続き、最後には「全理事の責任だから理事全員辞職すべき」など訳の分からない意見を強硬に展開されました。しかし、別の理事から、「今回の解任の件は、あくまでも個人に対する解任要求である」との明快な意見により採決することなく付帯意見を付けないことになった。

4. 最終的には、今回の社員提案に対する理事会としての意見は付さないことになったのでしょうか。

(ご回答)  付さないことになった  いいえ

(「いいえ」であれば、具体的な状況をお聞かせください。)

本文書4頁に、「JARL 広報大使の任命につきましては、理事会でご報告させていただき理事全員の賛同をいただいております。」とあります。

5. 「広報大使」なる役職を設けるか否か、その人選等については、JARL にとって重要な事項であり、理事会の事前の議論と決議が必要と思われます（法第90条4項の「重要な使用人の選任及び解任」またはそれに準ずる者に該当し、理事会の決議を経なければならないものとも思われます。）が、JARL 広報大使の任命について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

6. JARL 広報大使の任命について、「理事全員の賛同をいただいております。」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

7. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

本文書 5 頁に、「Radio JARL. com のラジオ番組につきましても、開始するにあたり、事前の理事会で計画をご説明させていただき理事全員に賛同をいただき開始しました。」とあります。同番組は、2019 年 1 月から開始されました。

8. 「Radio JARL. com のラジオ番組」の開始について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。ここで、「事前の」とは、理事会で異論が出れば番組を中止できる程度に事前の報告・提案を意味します。

(ご回答)        はい         いいえ

(「はい」であれば、具体的な状況・時期をお聞かせください。)

第 43 回理事会の協議事項で広報大使の経緯等の説明を求めたが、特段の説明はなかった。

賛同ではなく、追認止む無しで既成事実を告げられた。

9. 「Radio JARL. com のラジオ番組」の開始について、「理事全員に賛同をいただき」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答)        はい         いいえ

10. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答)        はい         いいえ

本文書 6 頁に、「QSL ビューローに対しては、これら長年の貢献に対して、表彰規程に基づき感謝の意を表明したもので、規定に従い業務執行として行った表彰であります。」とあります。ところで、JARL 表彰規程第 3 条は、「表彰は、理事会が必要と認めたときに行う。」と規定しており、同第 4 条に定める理事、地方本部長及び支部長の推薦に基づき、第 5 条に基づく理事会への付議・審査を経て行われるのが原則としています。

11. QSL ビューローに対する表彰について、理事、地方本部長または支部長の推薦はあったのでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

12. QSL ビューローに対する表彰について、理事会への事前の付議・審査はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

なお、JARL 表彰規程第 6 条は、会長は、一定の場合に限り、必要と認めたときは、理事会への事前の付議・審査なしに表彰を行うことができると定めていますが、その場合は、直近の理事会にその旨報告するものとする規定しています。

13. 上記表彰規程第 6 条は、理事会への事前の付議・審査を経る時間がないごく例外的な場合にのみ発動されるべきと考えますが、QSL ビューローに対する表彰は、そのような事案に当たるとお考えでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

14. QSL ビューローに対する表彰は、直近の理事会に報告されたのでしょうか。

(ご回答) はい  いいえ

本文書 8 頁には、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを理事会の席上のみならず常日頃から慎重に考え検討し、各方面にご意見を伺いながら実施いたしております。」とあります。

15. 会長及び専務理事は、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを・・・慎重に考え検討し」ていると思われませんか。

(ご回答)            はい            いいえ

(「はい」であれば、その具体例をお聞かせください。)

本文書 8 頁には、「また、理事会運営につきましても、理事会は自由に発言できる場であります。理事からの問いかけに、この場では発言したくないと発言を拒否した理事がありましたが、議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」

16. 実際に、「理事会は自由に発言できる場」として運用されているのでしょうか。会長が、「議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」というのは事実ですか。

(ご回答)            事実である            事実ではない

(「事実ではない」であれば、その具体的な状況をお聞かせください。)

・第 42 回理事会において、吉沼理事の議案書が事前に配布された議案書に掲載されず、理事者側の指摘により当日議案配布された。

・第 43 回理事会において、吉沼理事、網島理事及び種村の提出議案に対し、「理事会で取り上げるべき事案ではない」との理由で議長の一方的な一部回答があっただけで、議案に対する意見聴取や一言の発言の機会もなく閉会した。勿論、理事会報告などにも一切触れられていない。

会員の皆様にとっても重要な事項であったと理解しているので、種村の提出議案内容をぜひご一読頂きたい。



本文書の1頁には、今回の社員提案について「対外的にも多大な迷惑を及ぼし、これまで構築してきた多くの信頼関係をも壊す極めて乱暴な措置であります。」とあります。

17. 現会長及び専務理事は、アマチュア無線に関係する諸団体からどのように評価されているのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

発信源は明らかにできないが、「JARLは関連団体等との連携強化をはかる」とあるが有名無実の様だとの複数の意見をお聞きしている。

本文書の1頁には、「第2号議案の社員提案に対して断固反対いたします。」とあります。

18. 理事におかれまして、今回の社員提案に対し反対されますか。賛成されますか。それとも社員総会の判断に委ねられますか。

(ご回答) 反対する

賛成する

社員総会の判断に委ねる。

19. その他、今回の社員総会にあたり、社員及び JARL 会員にお伝えになりたいことがあれば、ご記載下さい。

(ご回答)

・個人の解任要求に対し理事会として付帯意見を付さないとは決定されたのにも拘らず、副会長をも巻き込んで JARL としての反対意見を社員総会議案書に同封することは、まずもって公私混同も甚だしく品格に疑問を持たざるを得ない。

・財政問題は、今の JARL にとっては喫緊の課題です。あれだけ多くの赤字をいきなりゼロにすることは困難かも知れません。また、存続があと 10 年とか 20 年とかの議論は根本解決に結びつかない。それでも、赤字幅の縮小には当然努力すべきであり、支出の削減は当然としても、会員数の減少に歯止めをかける必要性を痛感している。

現在も新入会キャンペーンなどを実施しているものの、2016 年 1 月からの 2019 年 5 月までの会員減少数は 1063 名に及ぶ。これは、中途退会者が如何に多いかを如実に示しており、廃止になった永年会員表彰制度復活を始め、学校クラブや YOTA への支援強化、電子 QSL の早期実施並びにコンテストやアワードとのリンク化や QSL ビューロー制度の見直しなどの展開をすれば、中途会員の減少に寄与し赤字幅の大幅縮小に期待できると考えています。

以上、ご回答ありがとうございました。

2019年2月8日

第43回理事会協議事項

提出者：種村 一郎 (JG2GFX)

議題1：オリンピック・パラリンピック記念局等について

東京オリンピック競技大会は2020年7月24日に開会式を、同パラリンピックは8月25日に開会式を迎えます。大会開催迄500日余りと迫り、記念局や総務省告示などの諸案件の対応期限が既にタイムリミットがとなりつつあります。既にJARL東京オリンピック記念局実行委員会が組織され、活発に活動されていると考えます。更に会長は「アマチュア無線界の活性化に係る中長期的な事業活動の一つとしては、来るべき2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、日本国内における海外アマチュア無線資格者のアマチュア局運用の条件緩和や、特別記念局の開設運用に係るコールサインの付与、資格や操作範囲の緩和などを関連機関と共に働きかけてまいります。(JARL Web 平成29年1月)」と挨拶されています。

これらを踏まえて、

1. オリンピック特別記念局開設について現状と今後のスケジュールと見通しをお聞かせください。
2. 希望する識別信号案についてお聞かせください。
3. 特別記念局の局舎等を会場内または会場外に設置し、会員や外国からの有資格者が運用できるよう要望します。
4. 運用形態、例えば、8M2000とかW1AWのように特別プリフィックス局の全エリア設置を要望します。更に、8都道府県に大会会場がありますが、会場ごとの識別信号特別記念局の設置または常置場所運用を要望します。
5. ロゴマークの一般局QSLへの無料使用許可を大会組織委員会に要望してください。
6. 8J2AIや8N23WSJのような相互運用協定国以外の有資格者運用可の告知についての進捗状況をお聞かせください。  
関連で、CEPT T/R61-01、海外短期訪問者の社団局の扱いを個人局並み化などを併せて要望してください。
7. 会長の仰る、「資格や捜査範囲の緩和」の内容と進捗状況をお聞かせください。
8. 一般局の特別プリフィックスの割り当てを要望します。ex. 8J10etc.

議題2：理事、理事会の在り方について

理事の職務は、「定款23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する」とあり、理事は会社等の役員に、理事会は役員会等に相当すると考えられます。昨今の状況に鑑みて、計画目標が決定されずに場当たりのと思われる事象が散見され、理事にその決定すら報告されない。

多くの会員からの質問に回答するためにも、

1. JARL 広報大使について

総論的には賛成であるが、ターゲットや選定基準が定かでないと考えます  
契約内容、費用対効果など含め、大使決定に至った経緯と活動基準をご説明願います。

2. 丹波篠山市の市番号について

メールマガジン（2月5日）によると、12月5日の官報に基づき篠山市が消滅し  
丹波篠山市となり市番号が追加されました。

「都市、群及び区番号の指定基準について」の3.「都市、群及び区の名称が変更  
され、かつ、境界の変更がある場合は、番号はそのままとする」とあり、本来市番号  
の変更に該当しないが、前日の2月4日に何故か指定基準が変更され、「都市、群及び  
区の名称が変更された場日は新番号を指定する。」とある。

この変更に至った理由と根拠をご説明願います。

3. IARU HF Championship Contest におけるログについて。

連盟本部局 8N7HQ（青森市）が 7MHz、CW で開設、運用されましたが、  
ログを紛失したそうです。その事実と顛末をお聞かせ下さい。

以上